

食事提供業務委託契約書

一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、福井県立すこやかシルバー病院の患者等の食事の提供業務について委託契約を締結する。

第1条 乙は、患者等の食事の提供業務が、患者等に対する治療行為の一環であることを認識の上、乙が定め甲の認めた別記の仕様書に基づき誠実に委託業務を遂行する。

第2条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

第3条 甲は、甲の病院内に設置する食事提供に関する委員会に必要な応じて乙を参加させるなど乙と定期的に食事内容等について協議を行う。

第4条 乙は、甲の病院における乙の責任者として受託業務の責任者を配置する。

第5条 甲が乙に委託する業務及び経費の負担区分は、仕様書のとおりとする。

第6条 甲は、次に掲げる金額の限度内において、乙が委託業務の実施に要する経費を乙に支払う。

（1）材料費を除く委託料の額 金 , , 円
（うち消費税額及び地方消費税額 金 , , 円）

ただし、各事業年度において甲が乙に支払う委託業務の実施に要する経費の限度額（以下「年度別契約金額」という。）は、次のとおりとする。

令和8年度 金 , , 円
（うち消費税額及び地方消費税額 金 , , 円）

令和9年度 金 , , 円
（うち消費税額及び地方消費税額 金 , , 円）

令和10年度 金 , , 円
（うち消費税額及び地方消費税額 金 , , 円）

令和11年度 金 , , 円
（うち消費税額及び地方消費税額 金 , , 円）

令和12年度 金 , , 円
（うち消費税額及び地方消費税額 金 , , 円）

（2）材料費については、下記の単価に税及び実績食数を乗じて得た額とする。

区分		単価（税抜き）
入院食	朝食	円
	昼食	円
	間食	円
	夕食	円
デイケア	昼食	円
	間食	円

※ 支払方法は、月ごとに支払うこととするが、具体的支払方法については、甲乙別途協議して定める。

（３）患者数の実績が想定と顕著な違いがある場合および経済変動等により契約金額額の変更を必要とする場合は、甲又は乙いずれかの申出により協議し改定することができる。

第7条 食材の仕入れ及び保管・管理に当たっては、品質、鮮度、衛生状態等について十分に留意するものとする。

第8条 乙が献立表の作成を行うに当たっては、甲の作成した別紙の献立表作成基準を満たすものとする。

第9条 乙は、乙の従業員が関係法令に違反することのないよう十分に留意するものとする。

第10条 乙は、甲が必要とする場合は、委託業務の実施状況その他の書類を提出しなければならない。

第11条 乙は、仕様書に基づき委託業務に必要な従業員として常に適正な数の職員を確保しなければならない。

2 乙は、止むなく従業員を変更しようとするときは業務の質の低下を招かないよう配慮するものとする。

第12条 乙は、病院食による事故防止のため衛生管理に万全を期すとともに、乙の従業員の健康管理に努めなければならない。

第13条 乙及び乙の従業員は、業務上知り得た業務内容及び甲の患者、職員に関する秘密は他に漏らしてはならない。

第14条 甲乙協議の上、甲は、乙に対し甲の給食施設の使用及び別紙「施設・設備一覧負担区

分」の給食設備を貸与するものとし、乙は甲に対し、貸与された給食設備について借用証書を提出する。

2 貸与された給食設備は、良好な管理のもとに使用しなければならない。

第15条 乙は、使用を許可された給食設備及び貸与された給食設備に修理等の必要が生じたときは甲に申し出ることとし、甲がその必要性を認めたときは、甲の責任において修理を行う。

2 乙の責任に帰す原因により修理の必要が生じたときは甲の許可を得て乙の責任において修理を行う。

第16条 乙は、当該職場の秩序を守り、火災、盗難等の防止及び労働安全に努めなければならない。

第17条 乙は、委託業務の遂行に当たり甲に損害を与えた場合は、損害賠償の責に任ずること。ただし、甲の責任に帰す場合はこの限りではない。

第18条 乙は、本契約により生じた権利・義務を第三者に譲渡してはならない。また、業務の代行を除き再委託、貸与された施設・設備の転貸をしない。

第19条 乙が業務を履行できなくなった場合の保証のためあらかじめ代行者丙を定める。

2 乙は火災、労働争議、業務停止の事情によりその業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合のため、あらかじめ業務の代行者として公益社団法人メディカル給食協会（丙）を指定しておくものとする。

3 乙の申出にともない甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合、緊急時の対応として丙が代行して業務を履行する。その場合も、丙は乙に代わって各契約条項を遵守するとともに乙の義務も免責されるものではない。

第20条 甲又は乙は、契約期間中に本契約を解除し、又は契約の一部を変更しようとするときは、1カ月前までに相手方に申出、協議することとする。

ただし、次の各号に該当した場合は、甲は、乙に弁明の機会を与えた後、期間を定め本契約を解除することができる。

(1) 乙が契約を履行しないとき

(2) 乙が行政庁の処分を受けたとき

(3) 乙が本契約に違反したとき

(4) 乙の従業員が不正又は違法の行為を行い、甲が業務の遂行ができないと

認めるとき

(5) 甲の弁明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき

第21条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を準用する。

第22条 乙がこの契約に関して取り扱う個人情報については「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱に関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第23条 本契約は、甲、乙および丙が署名又は記名押印した日をもって成立し、その効力は第2条に定める契約期間の初日に発生するものとする。

第24条 本契約の解釈で疑義を生じた場合及び本契約に定めがない場合で重要な事項は 甲・乙協議の上決定する。

本契約締結の証として本契約書二通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、甲、乙が各自一通を保有するものとする。

令和8年4月1日（契約締結日）

甲 福井市島寺町93-6
一般財団法人認知症高齢者医療介護教育センター
理事長 刀 禰 幸 広

乙

丙